

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年9月10日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
69	9月10日(金) 午後5時10分～	<ol style="list-style-type: none"><li>市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)</li><li>緊急事態宣言下における対応について 緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が令和3年9月9日付で発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙2)に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年9月30日(火)まで期間を延長して対応することとしました。<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて(別紙3)</li><li>教育委員会の対応について(別紙4)</li><li>市職員の勤務体制について</li><li>緊急事態宣言に係る市民周知について</li></ul></li><li>新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙5)</li><li>立川市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業について 新型コロナウイルス感染症に罹患した方を支援するために実施している以下の取り組みについて、報告がありました。<ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルス感染症自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与(別紙6)</li><li>新型コロナウイルス感染症退院支援事業(別紙7)</li></ul></li><li>新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第5弾)の検討について 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針第5弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域</li></ol>

		<p>経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組みの4つの柱を軸として骨子案をまとめ、具体的取組事項についての整理していくことを確認しました。</p>
70	<p>9月16日(木) 午後2時～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)</li> <li>2. 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第5弾)について 新型コロナウイルス感染症対策 立川市緊急対応方針第5弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組みの4つを柱として、別紙のとおり支援を着実に実行するため、新規取り組みなどについて補正予算案を提出し、取り組んでいくこととしました。(別紙2)</li> <li>3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙3)</li> </ol>

令和3年9月10日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年9月10日（金）（午後5時10分～）に、第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

## 記

## 【決定等事項】

## ○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

## ○ 緊急事態宣言下における対応について

緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が令和3年9月9日付で発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（別紙2）に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年9月30日（火）まで期間を延長して対応することとしました。

- ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて（別紙3）
- ・ 教育委員会の対応について（別紙4）
- ・ 市職員の勤務体制について
- ・ 緊急事態宣言に係る市民周知について

## ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。（別紙5）

## ○ 立川市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業について

新型コロナウイルス感染症に罹患した方を支援するために実施している以下の取り組みについて、報告がありました。

- ・ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与（別紙6）

・新型コロナウイルス感染症退院支援事業（別紙7）

○ **新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針（第5弾）の検討について**

新型コロナウイルス感染症対策 立川市緊急対応方針第5弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組み の4つの柱を軸として骨子案をまとめ、具体的取組事項についての整理していくことを確認しました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年9月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
新たな患者数	25	21	25	25	22	8	8	9	13																					
患者数の累計	2958	2979	3004	3029	3051	3059	3067	3076	3089																					
退院等者数の累計	2639	2670	2686	2723	2758	2788	2791	2870	2883																					
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	271	276	206	206	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

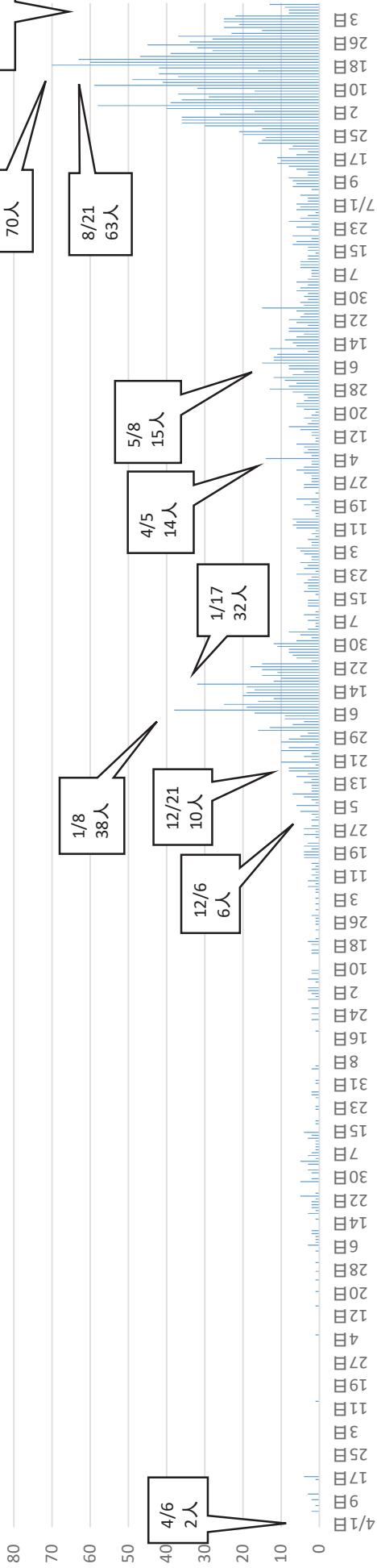
【令和3年8月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
新たな患者数	36	26	17	40	58	39	36	29	37	17	32	59	41	49	37	42	16	42	70	60	63	47	39	28	32	45	34	28	37	23	15
患者数の累計	1795	1821	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077	2094	2126	2185	2226	2275	2312	2354	2370	2412	2482	2542	2605	2652	2691	2719	2751	2796	2830	2858	2895	2918	2933
退院等者数の累計	1561	1572	1599	1618	1629	1648	1668	1702	1739	1767	1797	1828	1851	1881	1884	1914	1978	2028	2067	2080	2099	2147	2185	2266	2312	2339	2390	2440	2479	2524	2601
入院・療養中の患者数	234	249	239	260	307	327	343	338	338	327	329	357	375	394	428	440	392	384	415	462	506	505	506	453	439	457	440	418	416	394	332

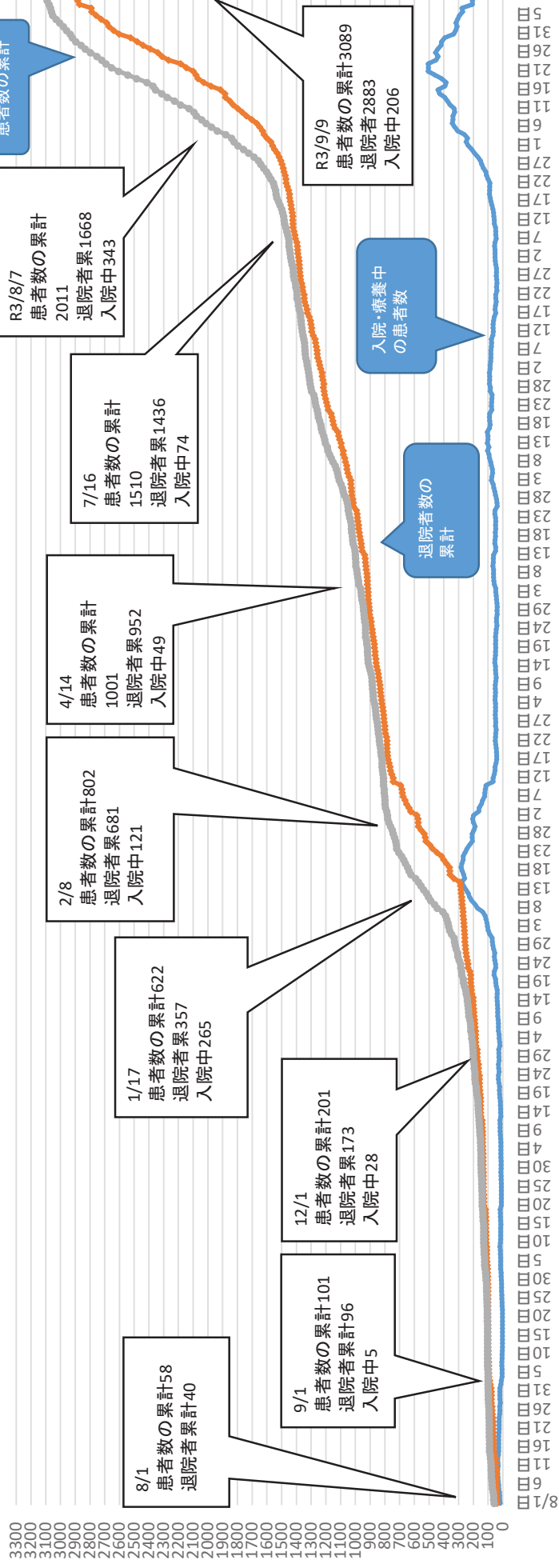
【令和3年7月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
新たな患者数	5	6	3	3	5	0	2	7	6	7	8	3	3	6	8	11	10	11	6	3	8	7	16	15	14	20	21	15	30	37	36
患者数の累計	1432	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458	1464	1471	1479	1482	1485	1491	1499	1510	1520	1531	1537	1540	1548	1555	1571	1586	1600	1620	1641	1656	1686	1723	1759
退院等者数の累計	1381	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410	1416	1422	1422	1424	1425	1428	1432	1436	1440	1445	1446	1452	1460	1468	1471	1476	1484	1488	1497	1505	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	56	53	45	48	48	49	57	58	60	63	67	74	80	86	91	88	88	87	100	110	116	132	144	151	169	193	211

### 感染者数(新規陽性者数) R2年4月~R3年9月



### 感染者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月~R3年9月



# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年9月9日

東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から9月30日（木曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ① 都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ② 事業者向け

- ・ 施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等



## 2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**  
(新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **特に、以下のことについて徹底することを要請**（法第45条第1項）
  - ・ デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること
  - ・ 20時以降の不要不急の外出を自粛すること
  - ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
  - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
  - ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
  - ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	●休業を要請（法第45条第2項） 酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
<p>酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号）</p> <p>〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕</p>	<p>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をとする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号）</p> <p>〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕</p>	<p>飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> </ul> </li> </ul>
<p>酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号）</p> <p>〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕</p>	<p>結婚式場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請等

## (2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照)</li> <li>● 営業時間短縮を要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼</li> </ul> </li> <li>○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項)</li> <li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>

# 3. 事業者向けの要請等

## (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	<p>体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照)</li> <li>● 営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設)</li> <li>● 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)</li> <li>● 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼</li> <li>○ イベント開催の場合</li> </ul> </li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
遊技場 (第9号)	<p>テーマパーク、遊園地</p>	
博物館等 (第10号)	<p>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びバカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時~20時) を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)</li><li>(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時~20時) の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li></ul>
遊技場 (第9号)	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項)<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li><li>・ 入場をする者の整理等</li><li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業を行う場所の消毒</li><li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li><li>・ 施設の換気</li><li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li></ul></li></ul>
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第24条第9項)</li></ul>
商業施設 (第12号)	スーパージェット、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びバカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)</li><li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li><li>● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li></ul>

# 3. 事業者向けの要請等

## (5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びびカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びびカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）



▲:開館時間の短縮を要請する施設(法第24条第9項) △:開館時間の短縮を協力依頼する施設

施設名称	7月12日から9月30日までの対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	▲	・泉体育館、柴崎体育館は19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・練成館は20時まで ・体育室、トレーニング室、プールについて、入替制及び人数制限あり
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	▲	・開館時間:19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・1イベント100人以内
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	▲	・開館時間:20時まで(イベント開催の場合は21時まで) ・収容率50%
旧若葉小学校	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
歴史民俗資料館	△	・収容率50%
古民家園	△	・収容率50%
女性総合センターアイム	△	・収容率50%
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	△	○子ども未来センター;会議室等の貸出について定員の50%に制限 ○まんがぱーく:入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)、酒類の提供自粛及び持ち込み禁止(法第24条第9項)
たちかわ創造舎	△	・収容率50%
学校施設の貸出(教室)	△	・20人以内
たまがわみらいパーク	△	・収容率50%
清掃工場の付帯施設	△	・収容率50%
学習館	△	・収容率50%
学習等供用施設	△	・収容率50%
西砂りサイクルショップ	△	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	△	・収容率50%
立川競輪場	△	・本場を無観客開催とし、場外開催は開催中止とする。
児童館	△	・混雑した場合、入場を制限する場合あり
図書館	△	[人数]中央館 施設定員を50%以下の250人以内に制限 地区館 館の規模に応じて50%以下の定員制限 [時間]60分以内
八ヶ岳山荘	△	食堂、浴室について、入替制及び人数制限あり

・各施設、利用時間は原則20時までとします。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限(都内全域)に準じることとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

## 緊急事態宣言再延長に伴う教育委員会の対応について

## 1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染症対策をさらに徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動は制限し、今後の実施に向け、時期や方法等を調整するとともに代替案も検討する。
- ・複数の感染者、濃厚接触者が確認され、臨時休業とする場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

(2) 具体的対応

## ① 主な学校行事

- ・ 宿泊行事 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・ 校外学習 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・ 授業公開 感染症対策を踏まえて検討する。
- ・ 中学校部活動 都立学校の取扱いに準じ、感染症対策及び熱中症対策を徹底し、各学校の状況を踏まえて検討する。

## ② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校生活の中での感染予防
- ・ 欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・ 児童・生徒の心のケア 等

## 2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

## 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

### 1 新型コロナウイルスワクチン接種状況

#### (1) 接種実績（年齢別）

		9月6日(月)			
年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
90～	2,667	2,150	80.6%	2,046	76.7%
80～89	11,921	10,495	88.0%	10,132	85.0%
70～79	21,279	18,644	87.6%	18,122	85.2%
65～69	9,669	7,994	82.7%	7,729	79.9%
60～64	9,340	7,014	75.1%	6,161	66.0%
50～59	26,304	17,400	66.1%	14,128	53.7%
40～49	28,494	15,955	56.0%	10,435	36.6%
30～39	22,911	7,121	31.1%	3,396	14.8%
20～29	22,140	5,261	23.8%	3,042	13.7%
12～19	12,490	4,524	36.2%	658	5.3%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいたデータで、実際の数とは2週間程度のタイムラグがある。

#### (2) 接種実績（階層別）

		9月6日(月)			
年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
65～	45,536	39,283	86.3%	38,029	83.5%
～64	139,125	57,275	41.2%	37,820	27.2%
全体	184,661	96,558	52.3%	75,849	41.1%

※対象者数は、令和3年4月1日現在の人口数

※9月9日現在、対象者（12歳以上）の合計では1回目105,761名（接種率57.3%）、2回目81,333名（44.0%）

### 2 柴崎市民体育館における大規模接種

[日時] 9月11日（土）午後2～5時、12日（日）午前9～午後4時（お昼を除く）

[対象] 立川市民、合計3,600名（予定）

[予約状況]

9月11日PM	9月12日AM	9月12日PM
1,019/1,200	357/1,100	199/1,055

### 3 女性総合センター・健康会館における集団接種

【女性総合センター】全18回

[日時] 8月23日（月）～9月30日（木）の平日夜間（※9月16日（木）は除く）

[予約状況]

※定数330名

9/10（金）	9/13（月）	9/14（火）	9/15（水）	9/17（金）	9/21（火）
225名	126名	105名	149名	101名	103名
9/22（水）	9/24（金）	9/27（月）	9/28（火）	9/29（水）	9/30（木）
122名	238名	125名	54名	63名	77名

【健康会館】全4回

[日時] 8月21日(土)、28日(土)、9月4日(土)、18日(土)

いずれも9時00分～16時00分

[予約状況]

9月18日
596/660

9月18日は、12～18歳を対象

5 柴崎市民体育館・女性総合センター接種予約増加対応

- ・年齢制限を撤廃し、接種対象者を12歳以上の市民全員に変更する。
- ・子育て中の保護者が安心して接種できるよう、乳幼児の一時保育を行う。
- ・予約なく接種可能な体制を構築する。
- ・柴崎市民体育館においては、クラスター発生予防の観点から市内高校・大学に通学する生徒・学生を対象に接種枠として開放する。なお、付添の保護者1名の接種を可とする。

## 新型コロナウイルス感染症自宅療養者への パルスオキシメーターの貸与について

立川市では、8月25日から、新型コロナウイルス感染症自宅療養者に食料等の支援を行っておりますが、ここで、東京都の支援策をさらに補うために、パルスオキシメーターの貸与を行います。

自宅療養中の体調の変化については、血中酸素飽和度を指で確認できるパルスオキシメーターの使用が有効であり、自宅療養者の不安を少しでも軽減できるよう次のような支援を実施します。

### 記

- ・ 支援期間：令和3年9月9日（木）から当面の間（1ヶ月程度）
- ・ 貸与期間：自宅療養期間が終了するまで
- ・ 対象者：原則として新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養している市内在住者（すでに東京都からパルスオキシメーターを貸与されている方を除く）
- ・ 配送物：パルスオキシメーター1台
- ・ 申込等：電話（委託業者：株式会社消防弘済会：042-523-3337）および電話ができない障害者の方はFAX（042-525-3302）により申込（平日9：00から17：00）。ホームページ、見守りメール等により周知。申込を受け、業者が配送を行う。

## 新型コロナウイルス感染症退院支援事業への 対応について

新型コロナウイルス感染症患者の激増に伴い、自宅療養者が大幅に増加しています。そうした中で、病床のひっ迫状況を少しでも解消していくため、軽症となった患者で自宅療養可能な方の退院を支援することで病床の確保を図ります。

新型コロナウイルス感染症により入院後、軽症となり自宅療養可能な状況になっても、帰宅するための交通手段がない場合があります。そうした時に、公共交通機関以外の交通手段を提供することで、入院病床の有効な活用に寄与してまいります。

実施は立川市医師会が行い、実績に基づき補助金の交付を行います。

### 記

- ・ 支援期間：令和3年9月9日（木）から当面の間（2ヶ月程度）
- ・ 対象者：新型コロナウイルス感染症で立川市内の病院に入院しており、自宅療養可能とされ、原則として帰宅に際して、交通手段がない市内在住者
- ・ 支援内容：入院先から自宅までの送迎
- ・ 実施機関：一般社団法人 立川市医師会

令和3年9月17日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年9月16日（木）（午後2時～）に、第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

## 記

## 【決定等事項】

## ○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

## ○ 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針（第5弾）について

新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針第5弾について、①地域医療・地域福祉事業にかかわる取り組み ②地域住民と市民生活にかかわる取り組み ③地域経済と新たな環境づくりにかかわる取り組み ④感染予防対策の取り組みの4つを柱として、別紙のとおり支援を着実に実行するため、新規取り組みなどについて補正予算案を提出し、取り組んでいくこととしました。（別紙2）

## ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。（別紙3）

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年9月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
新たな患者数	25	21	25	25	22	8	8	9	13	17	7	12	12	10	14															
患者数の累計	2958	2979	3004	3029	3051	3059	3067	3076	3089	3106	3113	3125	3137	3147	3161															
退院等者数の累計	2639	2670	2686	2723	2758	2788	2791	2870	2883	2892	2916	2931	2949	2971	2989															
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	271	276	206	206	214	197	194	188	176	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【令和3年8月】

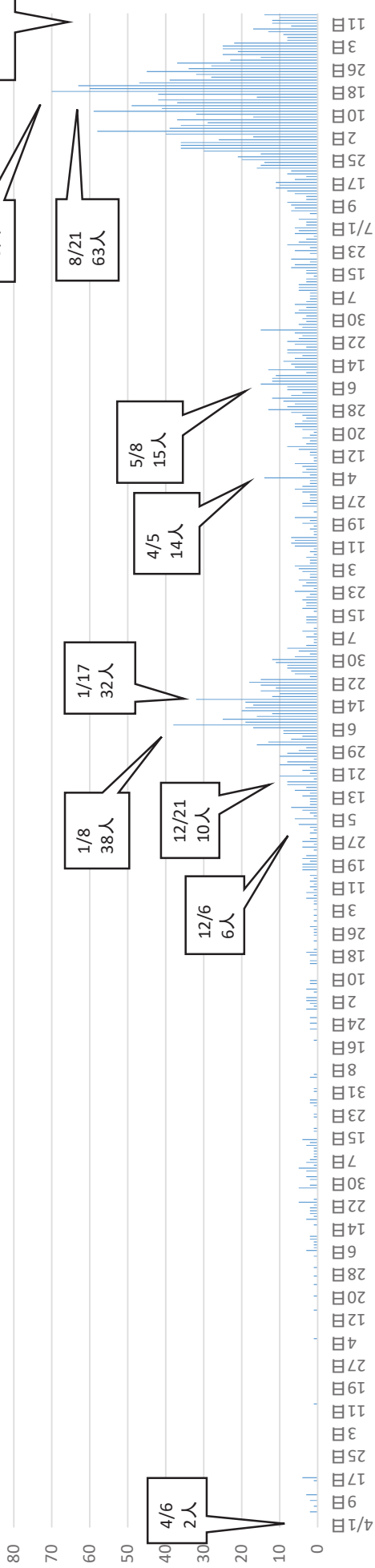
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
新たな患者数	36	26	17	40	58	39	36	29	37	17	32	59	41	49	37	42	16	42	70	60	63	47	39	28	32	45	34	28	37	23	15
患者数の累計	1795	1821	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077	2094	2126	2185	2226	2275	2312	2354	2370	2412	2482	2542	2605	2652	2691	2719	2751	2796	2830	2858	2895	2918	2933
退院等者数の累計	1561	1572	1599	1618	1629	1648	1668	1702	1739	1767	1797	1828	1851	1881	1884	1914	1978	2028	2067	2080	2099	2147	2185	2266	2312	2339	2390	2440	2479	2524	2601
入院・療養中の患者数	234	249	239	260	307	327	343	338	338	327	329	357	375	394	428	440	392	384	415	462	506	505	506	453	439	457	440	418	416	394	332

【令和3年7月】

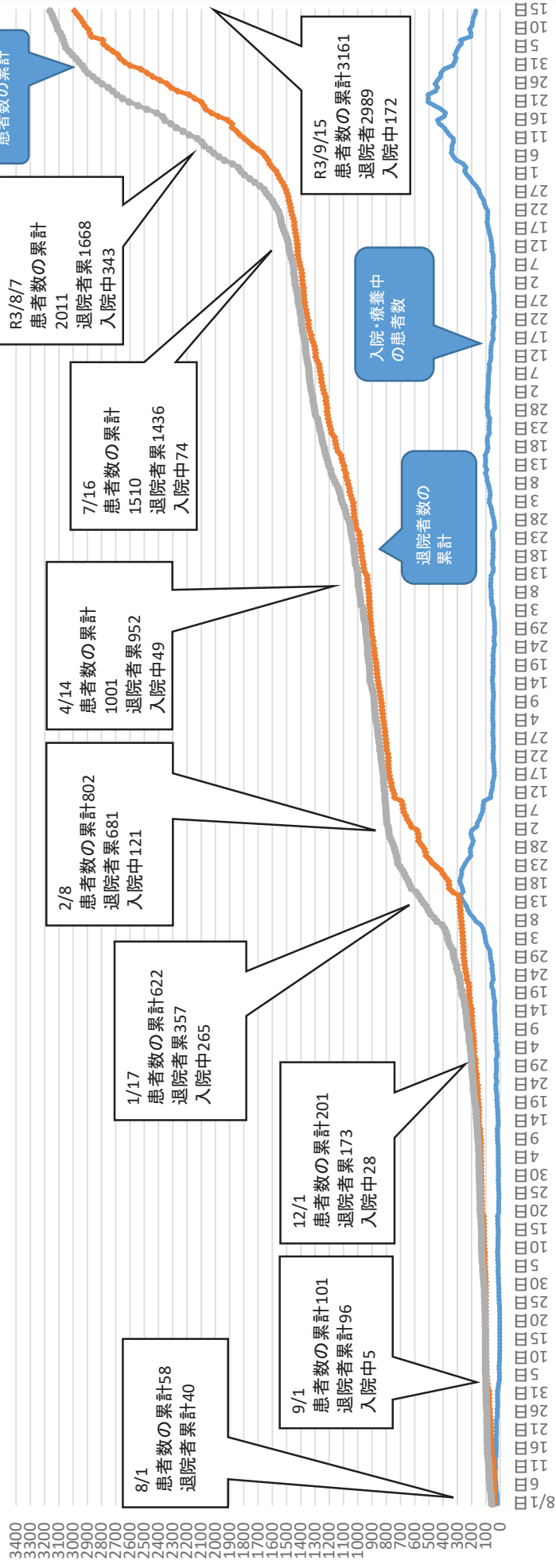
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
新たな患者数	5	6	3	3	5	0	2	7	6	7	8	3	3	6	8	11	10	11	6	3	8	7	16	15	14	20	21	15	30	37	36
患者数の累計	1432	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458	1464	1471	1479	1482	1485	1491	1499	1510	1520	1531	1537	1540	1548	1555	1571	1586	1600	1620	1641	1656	1686	1723	1759
退院等者数の累計	1381	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410	1416	1422	1422	1424	1425	1428	1432	1436	1440	1445	1446	1452	1460	1468	1471	1476	1484	1488	1497	1505	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	56	53	45	48	48	49	57	58	60	63	67	74	80	86	91	88	88	87	100	110	116	132	144	151	169	193	211



# 感染者数(新規陽性者数) R2年4月~R3年9月



# 感染者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月~R3年9月





# 立川市 新型コロナウイルス感染症にかかると 緊急対応方針（第5弾）

令和3年9月16日



## はじめに

- ▶本市では、現在まで4回の緊急対応方針を決定し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。
- ▶首都圏を含む一部地域では、緊急事態宣言が令和3年9月30日まで延長され、さらに医療提供体制のひっ迫、重症者数の高止まり、ワクチンの全世代への接種加速などの社会情勢の変化に対応する必要があります。
- ▶そのため、第5弾の緊急対応方針を定め、取り組みを拡充してまいります。



～“オールたしかわ”でこの難局を乗り越えるための緊急対応・第5弾～

## 緊急対応策としての4つの柱

1. **地域医療・地域福祉事業にかかる取り組み**
2. **地域住民と市民生活にかかる取り組み**
3. **地域経済と新たな環境づくりにかかる取り組み**
4. **感染予防対策の取り組み**

→これらの支援を着実に実行するために、速やかに補正予算案を提出し取り組んでまいります。

# 1 地域医療・地域福祉事業にかかる取り組み



## ■ 新型コロナウイルスワクチンの全世代向け接種の加速等

拡充

(一部予算化済み、補正予算案 約2億2,000万円)

- 12歳から18歳までの年齢層への接種、妊婦への検診時等における優先接種を実施します。
- 夜間接種や予約なしによる集団接種と個別接種を通じて希望する方の接種を加速します。

## ■ 自宅療養者等への支援

新規

(一部予備費対応済み、補正予算案 約1,400万円)

- 自宅療養者への食料品等の提供やパルスオキシメーターの貸与を行います。
- 入院後、軽症となり、自宅療養が可能となった方に交通手段を提供します。

## ■ 電子図書館の臨時利用者IDの発行

新規

- 市内在住でコロナ禍で外出自粛をしている方や自宅療養者に対して、臨時利用者IDを発行します。

## ■ ふるさと納税「新型コロナウイルス対応市内医療機関・医療従事者

R3新規

応援プロジェクト」(第2弾)準備

【主な継続取組】

- ▶ 介護施設等におけるPCR検査等補助、在宅要介護者受入体制整備支援

## 2 地域住民と市民生活にかかるとる取り組み



### ■ 2021年新成人対象交流事業の実施 **新規** (予算化済み)

→「2021年成人を祝うつどい」を会場開催できなかつたため、2020年に新成人となつた方を対象に11月27日に子ども未来センター広場で交流事業を実施します。

### ■ 2022年成人を祝うつどいでの会場中継の実施 **R3新規** (予算化済み)

→たましんRISURUホールで開催される、「2022年成人を祝うつどい」について、大ホールの様式典の様子を、小ホールに中継し、新成人の受け入れ態勢を整えるとともに、後日式典内容をオンラインで配信します。

### ■ 家庭ごみ収集事業 **R3新規** (予算化済み)

→新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、令和2年度と同様、指定収集袋を宅配便で減免対象者に配布します。

### 【主な継続取組】

- ▶ 生活困窮者自立支援金の継続支給

# 3 地域経済と新たな環境づくりにかかる

## 取り組み



### ■ 中小事業者事業継続支援金事業 **新規** (補正予算案 約1億1,300万円)

→アクリル板の設置や消毒液の購入、テイクアウト等新たなサービスの導入等、感染症の影響により中小事業者が取り組んだ経費に対し、支援します。

### ■ 地域学習館へのWi-Fiの整備 **新規** (補正予算案 約400万円)

→地域学習館6館にWi-Fiを整備し、コロナ禍での生涯学習を支援します。

#### 【主な継続取組】

- ▶ 地域経済活性化キャンペーン事業 (対象店舗でのキャッシュレス決済で最大30%還元 9/1~9/30)
- ▶ 立川エール「くるりんスタンプラリー」の開催 (9/17~12/19)
- ▶ 市民課と窓口サービスセンターにおけるセルフレジ導入・キャッシュレス決済の準備

## 4 感染予防対策の取り組み



- 学校におけるCO2センサーの導入 **新規** (補正予算案 約1,700万円)  
→CO2濃度の見える化により、適切な換気が実施できるよう学校の教室にCO2センサーを導入します。

- 感染予防物品購入 **継続** (予備費対応)  
→公共施設（本庁舎や子ども未来センターなど）での感染拡大防止のための物品等を購入して適切に対応します。

\* 今後、状況変化により内容を変更する場合があります



## 新型コロナウイルスワクチン接種について

## 1 接種状況（年齢別）

令和3年9月13日現在

年齢	対象者数	1回目		2回目	
		接種人数	接種率	接種人数	接種率
90歳～	2,667人	2,187人	82.0%	2,076人	77.8%
80歳～89歳	11,921人	10,591人	88.8%	10,255人	86.0%
70歳～79歳	21,279人	18,818人	88.4%	18,307人	86.0%
60歳～69歳	19,009人	15,353人	80.8%	14,319人	75.3%
50歳～59歳	26,304人	18,590人	70.7%	15,406人	58.6%
40歳～49歳	28,494人	17,682人	62.1%	12,112人	42.5%
30歳～39歳	22,911人	10,329人	45.1%	4,000人	17.5%
20歳～29歳	22,140人	8,132人	36.7%	3,754人	17.0%
12歳～19歳	12,490人	5,897人	47.2%	1,088人	8.7%
合計(12歳以上)	167,215人	107,579人	64.3%	81,317人	48.6%
65歳以上	45,536人	39,678人	87.1%	38,443人	84.4%
12歳～64歳	121,679人	67,901人	55.8%	42,874人	35.2%

※ この表の数値は、9月13日時点の国のワクチン接種記録システム（VRS）に登録済の値で、本市の場合、接種から登録までに2週間程度のタイムラグがある

## 2 接種率向上対策

## (1) 妊産婦優先接種：8/30(月)開始

妊婦健診時等に通常の予約枠とは別に接種可能な機会を設定  
(妊婦及びそのパートナーを対象、産科医療機関3か所)

## (2) 乳幼児一時預かり：9/7(火)開始

集団接種会場で子育て世代向けに、乳幼児の一時預かりを実施  
(生後6か月程度～就学前児童)

## (3) 予約不要：9/7(火)開始

集団接種会場で接種枠に空きがある場合は、予約なしでも接種可能  
(接種券と身分証明書を持参)

## (4) 全年齢対象：9/7(火)開始

集団接種会場で12歳以上の全年齢を対象  
(15歳以下は保護者同伴)

## (5) 市内在学生対象：9/11(土)・12(日)実施

大規模接種会場で市内在学の高校・大学生を対象(9校)  
(高等学校6校：立川、立川国際・砂川、立川ろう、昭和第一、立川女子)  
(大学3校：国立音楽、東京医療保健、東京女子体育)